

退職される方・
扶養から外れる方

保険証の早期回収を お願いします



協会けんぽでは、保険証の回収強化に努めておりますが、退職等により無効となった保険証を使用し、医療機関等を受診する**無資格受診が多く見受けられます**。

無資格受診をした場合、自己負担分以外の医療費を返還していただくことになります。



※ 無資格受診による返納発生額

令和4年度 約7,700万円（協会けんぽ群馬支部）

以下の点について周知及び徹底をお願いいたします。

- ◆ 従業員等は退職等により無効となった保険証を早期に事業所へ提出していただくこと
- ◆ 事業所様は従業員等から回収した保険証を早期に日本年金機構へ返却していただくこと

なお、被保険者資格喪失届、被扶養者異動届等の提出時に保険証を添付できない場合は「被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。この際、**日中の連絡先等の電話番号を必ず記載**してください。

【重要】 保険証の返却が遅れると元被保険者へ「返納催告文書」が発送されますので、ご注意願います

お問い合わせは レセプトグループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス④

退職後の公的医療保険のご案内

退職などで健康保険の資格がなくなった後の公的医療保険には以下の3つの選択肢があります。退職される方へいずれかの公的医療保険に加入手続きされるようご案内願います。

加入先	協会けんぽの 任意継続被保険者	国民健康保険の 被保険者	家族の健康保険の 被扶養者
加入要件	<ul style="list-style-type: none">退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2か月以上あること退職日の翌日から20日※以内に任意継続資格取得申出書を提出すること（必着） ※土日・祝日を含む	お住まいの 市区町村役場へ ご相談ください	被扶養者としての 認定基準を満たすこと
手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ 支部へ任意継続資格取得申出書を提出 ※申請書は協会けんぽホームページから 印刷していただくか、お電話にてご依頼 ください。	お住まいの 市区町村役場の 国民健康保険担当課で 手続き	ご家族の勤務先の 事業所を通じて届出
保険料	退職前に給与から控除されていた 保険料の約2倍 ※金額に上限あり	前年の所得などにより 決定 ※解職理由等による軽減制度の 対象となる場合があります。	被扶養者の負担は なし

お問い合わせは 業務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス①

2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づきより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



申請書の提出は郵送でお願いします。